

第3回 地方独立行政法人たつの市民病院機構評価委員会
一次 第一

日 時 令和5年9月19日(火)
午後2時から
場 所 たつの市役所新館4階
災害対策本部兼大会議室

1 開 会

2 協議・報告事項

(1) 第2期中期目標(案)について

(2) 介護老人保健施設ケアホームみつの廃止について

(3) 今後のスケジュール

(4) その他

3 閉 会

第3回 地方独立行政法人

たつの市民病院機構評価委員会資料

議題(1) 第2期中期目標(案)について

(P1～5)

(2) 介護老人保健施設ケアホームみつの廃止について

(P6～7)

(案)

地方独立行政法人たつの市民病院機構第2期中期目標

前文

たつの市民病院（以下「市民病院」という。）は、たつの市南部に位置する御津町において、前身の公立御津病院として昭和27年4月の開院以来半世紀以上にわたり、救急医療を始めとする政策医療を担うとともに、地域住民が安心できる医療の提供をしてきた。

令和2年4月1日には、引き続き市民病院が担うべき役割を確実に果たすとともに長期的かつ安定的な運営を目指し、地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）に経営形態を移行した。

第1期中期目標期間においては、法人移行後の1期目として、各会議体や組織の形成、教育方針の決定をはじめ法人の礎となる体制を築くとともに、医療の面では、救急医療の充実、在宅医療の強化、へき地医療の安定化等の計画に掲げる医療を着実に提供し、財務の面では、診療単価の向上など経費経営改革を着実に進め、中期目標の達成に向け計画通り進んでいる。

特に、法人へ移行後は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療を取り巻く環境が日々変遷していく中、地域の最前線に位置する医療機関として地域に求められる医療を提供することで、市民病院が担うべき役割を果たしてきた。

今後、本市を含む播磨姫路医療圏における医療需要は2025年にピークを迎える見込みであり、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の不透明な医療環境の変化を見据えた地域の医療ニーズに応えながら、国が示す「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」では地域医療構想を踏まえた医療の役割・機能の明確化、医療と介護が連携する地域包括ケアシステムの実現等に向けた取組が求められている。

第2期中期目標の策定に当たっては、このような社会情勢の変化に対応しながら、市民が健やかに暮らせるまちの実現のため、第1期での取組を更に充実、改善し、市民病院機構が担うべき役割を確実に果たすとともに法令を遵守した効率的・効果的な法人運営に期待する。

市は、ここに市民病院機構が達成すべき業務の目標とする中期目標を定めるものとし、この中期目標を確実に達成するための具体的な中期計画の策定及び進捗管理を求める。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供

兵庫県が策定する地域医療構想との整合性を図ること。病床機能については、地域医療構想を十分に踏まえながら、今後の医療需要の動向に対応すること。

(2) 救急医療の安定化

地域全体における救急医療の安定化に貢献する役割を果たすため、休日・夜間を含めた内科系患者の受入体制を維持・充実させること。

(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて、公的な医療機関として中心のかつ先導的な役割を果たすこと。

特に、地域の在宅支援においては、地域包括ケアシステムを支える在宅療養支援病院として、訪問診療を始めとした在宅医療体制を充実させること。

(4) へき地医療の提供

室津地区における医療については、安定的に確保すること。

(5) 新興感染症対応と予防医療の充実

既存の感染症への対応はもとより、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に必要な機能を平時から準備するとともに、地域の公的な医療機関として中心のかつ先導的な役割を果たすこと。

市民病院の設備及び人員を生かし、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図り、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組むこと。

(6) 災害時の対応

市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、災害時においては、市域の医療提供体制の中心の役割を担うこと。

(7) 播磨姫路圏域における連携強化

市民病院を含む播磨姫路圏域において、市民病院が担うべき役割や機能を明確にした上で、近隣病院や医師会、歯科医師会等の関係団体との連携を維持及び強化すること。また、播磨科学公園都市圏域定住自立圏における地域医療体制の充実を図ること。

2 地域住民や患者が安心できる医療の提供

(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上

医療安全や感染防止対策は、情報収集と分析、情報共有を行い、予防や再発防止等の対策を徹底すること。医療サービスの質については、Total Quality Management※の取組等、市民病院機構全体における向上を目指すこと。

※ Total Quality Management (全体的品質管理) : 企業・組織における経営の“質”向上に貢献する管理技術、経営指標。組織全体で、医療・サービスの質を継続的に向上させる取組を行うこと。

(2) 患者満足度の向上

患者満足度や患者のニーズを的確に把握した上で、入院患者や外来患者の満足度の向上に繋がる対策を講じ、患者サービスの一層の向上を図ること。

(3) 職員の接遇向上

職員一人ひとりに接遇の重要性に対する意識を浸透させ、研修を実施する等、職員の接遇の向上を図ること。

(4) 市民への情報発信

医療サービスや市民病院機構の運営状況について市民の理解を深めるため、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。

3 医療の従事者の確保と育成

(1) 医療従事者の確保

地域住民に対して安心できる医療を安定的に提供できるよう、医師の確保を図ること。また、看護師を始めとした医療従事者についても、医療機能を十分に発揮するために必要な人材の確保を図ること。

(2) 医療従事者の育成

医療水準の向上を図るため、医療従事者に対して必要な教育や研修体制を充実させること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織ガバナンスの確立

(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保

弾力的な人員配置を実施し、市民病院機構を効率的に運営する組織体制を整備すること。

また、特に医業収益の源泉である診療報酬請求を担う医療事務担当、医師、看護師等医療職の確保を担う人事担当、資金の借入れや運用を担う財務担当に専門的知識をもった職員を確保するとともに、病院経営において必要な人材を育成すること。

(2) 目標管理のモニタリングと評価

経営改革を的確に実施するため、市民病院機構全体はもちろんのこと、所属ご

と及び階層ごとの目標管理のモニタリングと評価を継続して実施すること。

(3) コンプライアンスの徹底

医療法（昭和23年法律第205号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の関係法令の遵守を徹底するとともに、行動規範と倫理の確立に取り組むこと。

(4) リスクマネジメント体制の充実

市民病院機構を取り巻く様々なリスク管理を適切に実施するため、リスクマネジメント体制の充実を図ること。

(5) デジタル化の推進

デジタル化を積極的に推進し、高度情報化社会の環境の変化に対応することで、効率的な法人運営を図ること。

また、サイバー攻撃への対応等医療情報管理の観点から情報セキュリティ対策の強化に努めること。

2 職員の士気の向上

(1) 職員の意識改革

市民病院機構の目標を達成するために、計画や目標等の情報を全職員が共有し浸透させる取組を充実させ、職員全体の意識改革に努めること。

(2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応

ワークライフバランスに配慮し、職員が本来業務に専念できる体制を確保すること。

タスク・シフト/シェアを含めた職場環境の整備を図る等、医師をはじめとした職員の働き方改革に対する取組を進めること。

(3) 人事制度・給与体系の構築

職員の給与は、勤務成績や市民病院機構の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合すること。また、職員のモチベーション向上につながる人事制度や給与体系の構築を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の増加・確保

(1) 病床利用率・診療単価の向上

診療体制を充実させ、新規入院患者の増加や病床利用率の向上による増収を図ること。また、診療機能に見合った適切な収入を確保する等、診療単価の向上を図ること。

(2) 医療環境の変化への対応

法改正や診療報酬改定に迅速に対応し、収益の改善を図ること。

2 経費削減・抑制

(1) 施設管理の強化

施設管理に伴う維持管理費についてコスト削減を図ること。

(2) 医療機器の適正な管理

医療機器は、必要性や費用対効果を勘案し、計画的に整備すること。

(3) 材料費の抑制

医薬品や診療材料等の在庫管理を適正に行い、費用の抑制を図ること。

(4) 人件費の適正化

市民病院機構の規模に見合った最適な人員管理及び人事配置を行い、人件費の適正化を図ること。

(5) 効率的な予算執行

予算科目や年度間で弾力的に運用できる地方独立行政法人の会計制度を活用し、効率的な予算執行を図ること。

(6) 契約方法の見直し

地方独立行政法人のメリットを生かし、契約方法や購入方法について、民間的手法を取り入れた見直しを行うことにより、コスト削減を図ること。

3 経営基盤の強化

(1) 中期目標期間の経営

理事長のリーダーシップの下、組織一体となって経営改革に取り組み、安定し自立した経営基盤を確立することで、目標期間中の経常収支の黒字化に努めること。

(2) 運営費負担金

運営費負担金は、公的な医療機関としての役割を果たすために必要な不採算医療や政策医療等の実施等に伴う独立採算が困難な経費について負担するものであり、中期計画において適切に反映すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 附帯事業

附帯事業として実施する訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所、室津診療所等について、地域のニーズや取り巻く環境を十分に踏まえた上で運営すること。

介護老人保健施設ケアホームみつの廃止について

介護老人保健施設ケアホームみつについては、地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「法人」という。）への移行前から赤字経営が続く施設であり、法人移行後、法人中期計画に基づき、市と法人において、今後の在り方の協議を重ねてまいりました。

このたび、令和5年度の休止状況を鑑みた結果、以下のとおり今年度末をもって廃止することとします。

記

1 廃止施設 介護老人保健施設ケアホームみつ
定員29名（令和5年4月から休止中）
建築年月：平成3年（1991年）1月

2 廃止日 令和6年3月31日

3 経緯

年月	主体	概要
R元.8	市	・法人中期目標（令和元年8月28日議案第64号） 〔要旨〕介護老人保健事業を含む附帯事業の在り方について、地域のニーズや取り巻く環境を十分に踏まえ検討するよう指示。
	法人移行後	・法人中期計画（令和2年5月15日承認第2号） 〔要旨〕当面の間、附帯事業の運営を現状維持し、今後の在り方については、市との協議を進める。
R2.4	法人	
R3.8	市	令和2年度介護老人保健事業収支赤字であり、今後の在り方についての方向性を出すように要請。 【参考】令和2年度業務実績に関する評価結果（令和3年8月30日報告第15号）
R4.3	法人	自立した事業継続の視点から、介護老人保健事業の廃止が望ましいとの意見書を市へ提出。
R4.7	評価委員会	介護老人保健事業を取り巻く環境から速やかな廃止（休止）については、理解できる旨の所見あり。
R4.8	市	法人及び評価委員会の意見・所見を踏まえ、事業廃止（休止）の検討を進めるよう指示。 【参考】令和3年度業務実績に関する評価結果（令和4年8月30日報告第15号）
R4.9	法人	理事会にて、令和5年4月から事業休止を決定。
R4.10	法人	利用者への説明や入院受入調整、職員へ説明。
R5.4	法人	休止

4 経営状況

介護老人保健施設収支は、表1のとおり法人移行後（R2～）も経営改善が十分ではありません。

〔主な要因〕

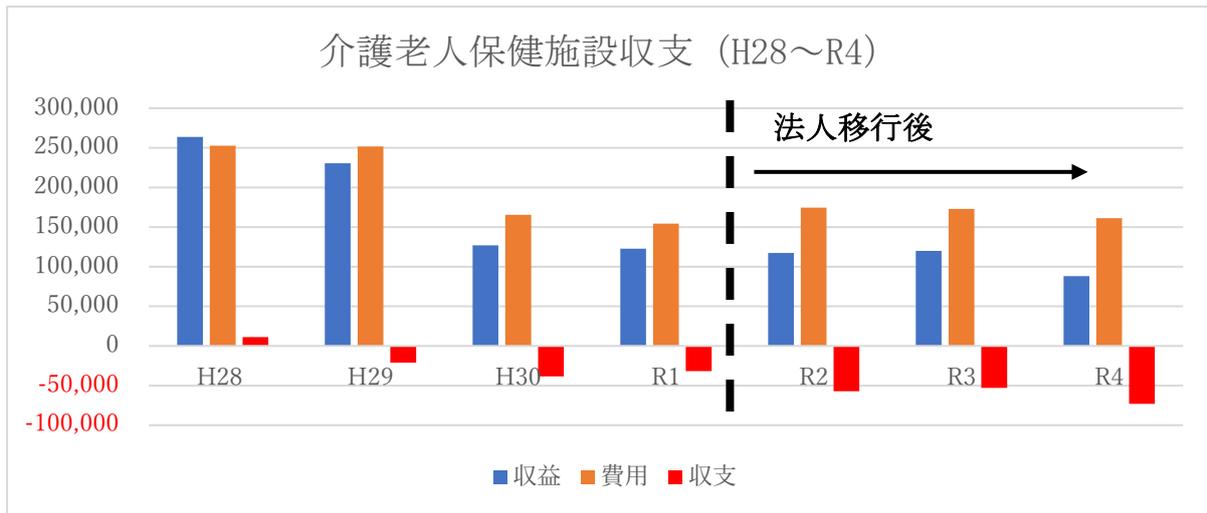
①施設基準により減床（29床→24床）で運営しなければならない。

②民間施設の増加やサービスの充実により、利用者の確保が困難となっている。

〔従前の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に加え、サービス付き高齢者住宅）や有料老人ホーム等高齢者向け施設の多様化や増加による需要の変化〕

表 1

(単位：千円)



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
収益	263,784	230,512	127,015	122,727	117,354	120,011	88,081
費用	252,675	251,671	165,510	154,479	174,479	172,925	161,232
収支	11,109	▲21,159	▲38,495	▲31,752	▲57,125	▲52,914	▲73,151

5 市内介護老人保健事業の状況

市内における介護老人保健施設の供給定員（入所可能定員）は、表2のとおり推移しR5は市内全体で319床となっています。

現在、当法人を除く290床のうち、85床が空床となっており、当該施設の入所定員（29床）が減少した場合でも他施設での受入が可能な状況です。

表 2

(単位：床)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
入所定員	290	290	290	269	269	319	319	319	319
内法人除く	240	240	240	240	240	290	290	290	290

6 第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画との関連

今年度策定予定である本市の高齢者福祉施策や介護保険事業の指針となる「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の策定に当たっては、当該施設を除いた内容で策定いたします。

7 今後について

令和5年度末での廃止手続きに向け、地方独立行政法人たつの市民病院機構定款の変更（老健事業に係る記載項目を削除）、第2期中期目標・中期計画においても同事業の記載項目を削除いたします。

第3回 地方独立行政法人

たつの市民病院機構評価委員会資料

- I 中期目標について (P1)
- II 第2期中期目標(案)の策定ポイント (P2~4)
- III 地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標比較表 (P5~10)
- IV 第1期地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標 (P11~15)
- V 今後のスケジュールについて (P16)

中期目標について

定義	地方独立行政法人法（地方独立行政法人法（以下「法」という）第 25 条において、市長が定めるもので、3 年以上 5 年以下の期間において、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標。地方独立行政法人は中期目標を達成するために中期計画を作成し運営する。		
流れ			
(主体)	【市長】	【市長】	【市長】
スケジュール			
中期目標記載事項	項目	内 容	根拠法
	中期目標の期間	・ 中期目標期間を 3 年～ 5 年で設定	法第 25 条 第 2 項第 1 号
	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	・ 病院の医療機能 ・ 医療の質の向上 ・ 地域における役割 等	法第 25 条 第 2 項第 2 号
	業務運営の改善及び効率化に関する事項	・ 組織体制 ・ 人事管理 等	法第 25 条 第 2 項第 3 号
	財務内容の改善に関する事項	・ 経営改善・経営強化 ・ 経営基盤の確立 等	法第 25 条 第 2 項第 4 号
	その他業務運営に関する重要事項	・ 上記以外に法人が行うべきこと	法第 25 条 第 2 項第 5 号
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標と中期計画との整合性を確保する。 ・ 不適切な事項は記載しない <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定事項 ○ 理事長の裁量事項（事務組織の設計・役員の職務内容等） ○ 労使交渉に関する事項（勤務条件） ○ 市長の関与に関する事項（市長の権限を新たに加えること） 		

第2期中期目標(案)の策定ポイント

1 目標期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間

2 中期目標に影響する計画等

(1) 公立病院経営強化プランの策定(R6.4~R10.3)

地方独立行政法人においては、プランにおける必要項目を中期計画に明示することによりプランの策定が省略できる。

【公立病院経営強化プランの内容】

- ① 役割・機能の最適化と連携の強化
- ② 医師・看護師等の確保と働き方改革
- ③ 経営形態の見直し
- ④ 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
- ⑤ 施設・設備の最適化
- ⑥ 経営の効率化等

(2) 第8次医療計画・第8次兵庫県保健医療計画

新興感染症の項目が追加、在宅医療の推進、医師の働き方改革の推進等

(3) 第2次たつの市総合計画 後期基本計画(R4.4~R9.3)

第2章 やすらぎづくりへの挑戦

～子育てにやさしく、すべての市民が健やかに暮らせるまち～

第5節 生涯を健やかに過ごせる体制を整える

施策23 医療サービスの向上

(基本方針)

地域医療の充実を図るため、公的医療機関として担うべき役割を果たすとともに、中長期的展望を持って安定的な経営を目指します。

3 第1期中期目標期間の見込評価・時期目標期間に向けての意見

全体の評定「中期目標・中期計画の達成に向けて、計画通りに進んでいる」

(評価委員意見)

- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行後の予測できない医療環境に対し、市民病院の医療の形や医療の質、病院の姿(あり方)を検討すること。
- ・地域医療機関、兵庫県、市、医師会等とのより一層の連携強化を図り、公的医療機関として求められる医療提供に努めること。
- ・医療は数値だけでは評価できない様々な職員により支えられていることを再認識し職員が誇りをもち、働きがいのある病院となるような組織づくりに努めること。

4 策定のポイント

(1)地域医療の更なる充実

- ・地域の医療機関との連携強化、役割の明確化
- ・新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組

(2)職員の士気向上と働き方改革対応

- ・タスクシェア、タスクシフトを含めた職場環境の整備と働き方改革の対応

(3)中長期的に安定した病院経営と業務改善

- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行後の病院経営の取組
- ・黒字収支の維持
- ・デジタル化の推進による業務の効率

第1期中期目標(令和2~5年度)	第2期中期目標(令和6~9年度)
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割 (1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供 (2) 救急医療の安定化 (3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実 (4) へき地医療の提供 (5) 予防医療の充実 (6) 災害時の対応 (7) 播磨姫路圏域における連携強化	1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割 (1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供 (2) 救急医療の安定化 (3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実 (4) へき地医療の提供 (5) 新興感染症対応と予防医療の充実 (6) 災害時の対応 (7) 播磨姫路圏域における連携強化
2 地域住民や患者が安心してできる医療の提供 (1) 医療安全及び医療サービスの質の向上 (2) 患者満足度の向上 (3) 職員の接遇向上 (4) 市民への情報発信	2 地域住民や患者が安心してできる医療の提供 (1) 医療安全及び医療サービスの質の向上 (2) 患者満足度の向上 (3) 職員の接遇向上 (4) 市民への情報発信
3 医療の従事者の確保と育成 (1) 医療従事者の確保 (2) 医療従事者の育成	3 医療の従事者の確保と育成 (1) 医療従事者の確保 (2) 医療従事者の育成
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 組織ガバナンスの確立 (1) 効率的な組織体制と専門職員の確保 (2) 目標管理のモニタリングと評価 (3) コンプライアンスの徹底 (4) リスクマネジメント体制の整備	1 組織ガバナンスの確立 (1) 効率的な組織体制と専門職員の確保 (2) 目標管理のモニタリングと評価 (3) コンプライアンスの徹底 (4) リスクマネジメント体制の 充実 (5) デジタル化の推進
2 職員の士気の向上 (1) 職員の意識改革 (2) 働きやすい職場環境の確保 (3) 人事制度・給与体系の構築	2 職員の士気の向上 (1) 職員の意識改革 (2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応 (3) 人事制度・給与体系の構築
第4 財務内容の改善に関する事項	
1 収入の増加・確保 (1) 病床利用率・診療単価の向上 (2) 医療環境の変化への対応	1 収入の増加・確保 (1) 病床利用率・診療単価の向上 (2) 医療環境の変化への対応
2 経費削減・抑制 (1) 施設管理の強化 (2) 医療機器の適正な管理 (3) 材料費の抑制 (4) 人件費の適正化 (5) 効率的な予算執行 (6) 契約方法の見直し	2 経費削減・抑制 (1) 施設管理の強化 (2) 医療機器の適正な管理 (3) 材料費の抑制 (4) 人件費の適正化 (5) 効率的な予算執行 (6) 契約方法の見直し
3 経営基盤の強化 (1) 中期目標期間の経営 (2) 運営費負担金	3 経営基盤の強化 (1) 中期目標期間の経営 (2) 運営費負担金
第5 その他業務運営に関する重要事項	
1 附帯事業	1 附帯事業

地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標比較表

第1期 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1～R10. 3. 31)
<p data-bbox="181 188 745 220">地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標</p> <p data-bbox="129 312 188 344">前文</p> <p data-bbox="129 347 1095 639">たつの市民病院（以下「市民病院」という。）は、たつの市南部に位置する御津町において、前身の公立御津病院として昭和27年4月の開院以来半世紀以上にわたり、救急医療を始めとする政策医療を担うとともに、地域住民が安心できる医療の提供をしてきた。平成24年には、新病院の建て替えとともにその呼称を現在の「たつの市民病院」と改め、急性期病棟と回復期リハビリテーション病棟の両者を併せもつ市内で唯一の病院として、「市民に必要な医療の提供」、「地域包括ケアシステムへの貢献」、「健全な経営」を基本方針として、病院運営に取り組んできたところである。</p> <p data-bbox="129 643 1095 935">しかし、市民病院の経営面においては、元来からの厳しい経営状況に加え、新病院建設に伴い診療機能に見合わない医療機器整備への高額な投資や医療環境の変化等も相まって深刻な赤字を招き、市は多額の繰出しを行う状況となった。こうした状況を打破するため、平成27年から抜本的な経営改革を推し進めた結果、大幅に経営が改善され経営危機は乗り越えつつあるものの、今後の地域医療を取り巻く環境が中長期的に大きく変化し続けることが予測される中、病院を安定的に運営し、地域において果たしている役割を長期的に維持していくことが、市民病院における最大の課題であった。</p> <p data-bbox="129 938 1095 1187">このような中、市民病院の今後の経営形態について検討するため、平成30年5月にたつの市民病院経営形態検討委員会を設置し、議論を重ねた結果、経営の自由度が高く、職員の処遇面での変化を最小に留めることができることから「地方独立行政法人化が適当」との答申書が同年9月に提出された。その答申を受け、市は市民病院の経営を地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）に移行することとし、平成31年3月にはたつの市議会にて市民病院機構の定款について議決を得た。</p> <p data-bbox="129 1190 1095 1406">今後、市民病院機構は、市民が健やかに暮らせるまちの実現のため、現在、推進している安定的な救急医療の提供、在宅医療を中心とした切れ目のない医療サービスの提供等地域医療構想を踏まえた市民病院が担うべき役割を確実に果たすとともに、公共性、透明性及び自主性という地方独立行政法人制度の特徴を生かし、長期的かつ安定的に運営するために、組織一体となって経営改革に向けて、真摯に取り組まなければならない。</p> <p data-bbox="159 1409 1095 1442">市は、ここに市民病院機構が達成すべき業務の目標とする中期目標を定め</p>	<p data-bbox="1205 188 1769 220">地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標</p> <p data-bbox="1149 312 1207 344">前文</p> <p data-bbox="1149 347 2114 491">たつの市民病院（以下「市民病院」という。）は、たつの市南部に位置する御津町において、前身の公立御津病院として昭和27年4月の開院以来半世紀以上にわたり、救急医療を始めとする政策医療を担うとともに、地域住民が安心できる医療の提供をしてきた。</p> <p data-bbox="1149 494 2114 600"><u>令和2年4月1日には、引き続き市民病院が担うべき役割を確実に果たすとともに長期的かつ安定的な運営を目指し、地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）に経営形態を移行した。</u></p> <p data-bbox="1149 603 2114 783"><u>第1期中期目標期間においては、法人移行後の1期目として、各会議体や組織の形成、教育方針の決定をはじめ法人の礎となる体制を築くとともに、医療の面では、救急医療の充実、在宅医療の強化、へき地医療の安定化等の計画に掲げる医療を着実に提供し、財務の面では、診療単価の向上など経費経営改革を着実に進め、中期目標の達成に向け計画通り進んでいる。</u></p> <p data-bbox="1149 786 2114 930"><u>特に、法人へ移行後は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療を取り巻く環境が日々変遷していく中、地域の最前線に位置する医療機関として地域に求められる医療を提供することで、市民病院が担うべき役割を果たしてきた。</u></p> <p data-bbox="1149 933 2114 1149"><u>今後、本市を含む播磨姫路医療圏における医療需要は2025年にピークを迎える見込みであり、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の不透明な医療環境の変化を見据えた地域の医療ニーズに応えながら、国が示す「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」では地域医療構想を踏まえた医療の役割・機能の明確化、医療と介護が連携する地域包括ケアシステムの実現等に向けた取組が求められている。</u></p> <p data-bbox="1149 1152 2114 1295"><u>第2期中期目標の策定に当たっては、このような社会情勢の変化に対応しながら、市民が健やかに暮らせるまちの実現のため、第1期での取組を更に充実、改善し、市民病院機構が担うべき役割を確実に果たすとともに法令を遵守した効率的・効果的な法人運営に期待する。</u></p> <p data-bbox="1149 1299 2114 1404">市は、ここに市民病院機構が達成すべき業務の目標とする中期目標を定めるものとし、この中期目標を確実に達成するための具体的な中期計画の策定及び進捗管理を求める。</p>

第1期 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1～R10. 3. 31)
<p>るものとし、この中期目標を確実に達成するための具体的な中期計画の策定及び進捗管理を求める。</p> <p>第1 中期目標の期間 中期目標の期間は、<u>令和2年4月1日から令和6年3月31日</u>までの4年間とする。</p> <p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割 (1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供 兵庫県が策定する地域医療構想との整合性を図ること。病床機能については、地域医療構想を十分に踏まえながら、今後の医療需要の動向に対応すること。 (2) 救急医療の安定化 地域全体における救急医療の安定化に貢献する役割を果たすため、休日・夜間を含めた内科系患者の受入体制を維持・充実させること。 (3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実 今後とも急速な高齢化の影響が避けられないことから、<u>地域包括ケアシステムの実現に向けて、公的な医療機関として中心的かつ先導的な役割を果たすこと。</u> 特に、地域の在宅支援においては、地域包括ケアシステムを支える在宅療養支援病院として、訪問診療を始めとした在宅医療体制を充実させること。 (4) へき地医療の提供 室津地区における医療については、安定的に確保すること。 (5) <u>予防医療の充実</u> <u>市民病院の設備及び人員を生かし、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図り、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組むこと。</u> <hr/> <hr/> <hr/> </p>	<p>第1 中期目標の期間 中期目標の期間は、<u>令和6年4月1日から令和10年3月31日</u>までの4年間とする。</p> <p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割 (1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供 兵庫県が策定する地域医療構想との整合性を図ること。病床機能については、地域医療構想を十分に踏まえながら、今後の医療需要の動向に対応すること。 (2) 救急医療の安定化 地域全体における救急医療の安定化に貢献する役割を果たすため、休日・夜間を含めた内科系患者の受入体制を維持・充実させること。 (3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実 <u>高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて、公的な医療機関として中心的かつ先導的な役割を果たすこと。</u> 特に、地域の在宅支援においては、地域包括ケアシステムを支える在宅療養支援病院として、訪問診療を始めとした在宅医療体制を充実させること。 (4) へき地医療の提供 室津地区における医療については、安定的に確保すること。 (5) <u>新興感染症対応と予防医療の充実</u> <u>既存の感染症への対応はもとより、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に必要な機能を平時から準備するとともに、地域の公的な医療機関として中心的かつ先導的な役割を果たすこと。</u> 市民病院の設備及び人員を生かし、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図り、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組むこと。</p>

第1期 (R2. 4. 1~R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1~R10. 3. 31)
<p>(6) 災害時の対応 市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。</p> <p>(7) 播磨姫路圏域における連携強化 市民病院を含む播磨姫路圏域において、<u>市民病院の診療圏における</u> <u>近隣病院や医師会、歯科医師会等の関係団体との連携を維持及び強化すること。</u>また、播磨科学公園都市圏域定住自立圏における地域医療体制の充実を図ること。</p> <p>2 地域住民や患者が安心できる医療の提供</p> <p>(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上 <u>医療安全は、単にマニュアルを遵守するだけでなく、Total Quality Management※の手法を取り入れ、市民病院機構全体における医療安全及び医療サービスの質の向上を目指すこと。</u></p> <p>(2) 患者満足度の向上 <u>入院患者に対して病状の回復に専念できる快適な環境の提供や外来患者の受診待ち時間及び検査の待ち時間の短縮等、患者満足度の向上に繋がる取組を行うこと。</u></p> <p>(3) 職員の接遇向上 職員一人ひとりに接遇の重要性に対する意識を浸透させ、研修を実施する等、職員の接遇の向上を図ること。</p> <p>(4) 市民への情報発信 <u>健康意識の向上や市民病院機構への理解を深めるため、市民向けの講座の実施等市民や患者へ必要な情報を積極的に発信すること。</u></p> <p>3 医療の従事者の確保と育成</p> <p>(1) 医療従事者の確保 <u>地域住民に対して安心できる医療を安定的に提供できるよう、関連大学への派遣依頼、人材紹介会社の活用等を行い、医師の確保を図ること。また、看護師を始めとした医療従事者についても、看護学生の臨地実習を積極的に受け入れる等の取組を行い、確保を図ること。</u></p>	<p>(6) 災害時の対応 市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。</p> <p>(7) 播磨姫路圏域における連携強化 市民病院を含む播磨姫路圏域において、<u>市民病院が担うべき役割や機能を明確にした上で、</u>近隣病院や医師会、歯科医師会等の関係団体との連携を維持及び強化すること。また、播磨科学公園都市圏域定住自立圏における地域医療体制の充実を図ること。</p> <p>2 地域住民や患者が安心できる医療の提供</p> <p>(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上 <u>医療安全や感染防止対策は、情報収集と分析、情報共有を行い、予防や再発防止等の対策を徹底すること。医療サービスの質については、Total Quality Management※の取組等、市民病院機構全体における向上を目指すこと。</u></p> <p>(2) 患者満足度の向上 <u>患者満足度や患者のニーズを的確に把握した上で、入院患者や外来患者の満足度の向上に繋がる対策を講じ、患者サービスの一層の向上を図ること。</u></p> <p>(3) 職員の接遇向上 職員一人ひとりに接遇の重要性に対する意識を浸透させ、研修を実施する等、職員の接遇の向上を図ること。</p> <p>(4) 市民への情報発信 <u>医療サービスや市民病院機構の運営状況について市民の理解を深めるため、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。</u></p> <p>3 医療の従事者の確保と育成</p> <p>(1) 医療従事者の確保 <u>地域住民に対して安心できる医療を安定的に提供できるよう、医師の確保を図ること。また、看護師を始めとした医療従事者についても、医療機能を十分に発揮するために必要な人材を確保すること。</u></p>

第1期 (R2. 4. 1~R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1~R10. 3. 31)
<p>(2) 医療従事者の育成 医療水準の向上を図るため、医療従事者に対して必要な教育や研修体制を充実させること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 組織ガバナンスの確立</p> <p>(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保 弾力的な人員配置を実施し、市民病院機構を効率的に運営する組織体制を整備すること。 また、特に医業収益の源泉である診療報酬請求を担う医療事務担当、医師、看護師等医療職の確保を担う人事担当、資金の借入れや運用を担う財務担当に専門的知識をもった職員を確保するとともに、病院経営において必要な人材を育成すること。</p> <p>(2) 目標管理のモニタリングと評価 経営改革を的確に実施するため、市民病院機構全体はもちろんのこと、所属ごと及び階層ごとの目標管理のモニタリングと評価を<u>常に行うとともに、継続して実施できる体制を構築すること。</u></p> <p>(3) コンプライアンスの徹底 医療法（昭和23年法律第205号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の関係法令の遵守を徹底するとともに、行動規範と倫理の確立に取り組むこと。</p> <p>(4) リスクマネジメント体制の整備 <u>個人情報保護や情報セキュリティ対策等の市民病院を取り巻く様々なリスク管理を適切に実施するため、リスクマネジメント体制を整備すること。</u></p> <p>2 職員の士気の向上</p> <p>(1) 職員の意識改革</p>	<p>(2) 医療従事者の育成 医療水準の向上を図るため、医療従事者に対して必要な教育や研修体制を充実させること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 組織ガバナンスの確立</p> <p>(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保 弾力的な人員配置を実施し、市民病院機構を効率的に運営する組織体制を整備すること。 また、特に医業収益の源泉である診療報酬請求を担う医療事務担当、医師、看護師等医療職の確保を担う人事担当、資金の借入れや運用を担う財務担当に専門的知識をもった職員を確保するとともに、病院経営において必要な人材を育成すること。</p> <p>(2) 目標管理のモニタリングと評価 経営改革を的確に実施するため、市民病院機構全体はもちろんのこと、所属ごと及び階層ごとの目標管理のモニタリングと評価を<u>継続して実施すること。</u></p> <p>(3) コンプライアンスの徹底 医療法（昭和23年法律第205号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の関係法令の遵守を徹底するとともに、行動規範と倫理の確立に取り組むこと。</p> <p>(4) リスクマネジメント体制の<u>充実</u> <u>市民病院機構を取り巻く様々なリスク管理を適切に実施するため、リスクマネジメント体制の充実を図ること。</u></p> <p>(5) <u>デジタル化の推進</u> <u>デジタル化を積極的に推進し、高度情報化社会の環境の変化に対応することで、効率的な法人運営を図ること。</u> <u>また、サイバー攻撃への対応等医療情報管理の観点から情報セキュリティ対策の強化に努めること。</u></p> <p>2 職員の士気の向上</p> <p>(1) 職員の意識改革</p>

第1期 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1～R10. 3. 31)
<p>職員全体の意識改革を行うため、基本方針や中期計画・年度計画について職員に浸透させる取組を行うこと。また、経営戦略目標に基づく目標管理とモニタリングについて全職員が情報を共有できる体制を構築し、職員の意識改革を図ること。</p>	<p><u>市民病院機構の目標を達成するために、計画や目標等の情報を全職員が共有し浸透させる取組を充実させ、職員全体の意識改革に努めること。</u></p>
<p>(2) 働きやすい職場環境の確保</p> <p>ワークライフバランスに配慮し、職員が本来業務に専念できる体制を構築すること。</p>	<p>(2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応</p> <p>ワークライフバランスに配慮し、職員が本来業務に専念できる体制を確保すること。</p> <p><u>タスク・シフト/シェアを含めた職場環境の整備を図る等、医師をはじめとした職員の働き方改革に対する取組を進めること。</u></p>
<p>(3) 人事制度・給与体系の構築</p> <p>職員の給与は、勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合すること。また、職員のモチベーション向上につながる人事制度や給与体系の構築を図ること。</p>	<p>(3) 人事制度・給与体系の構築</p> <p>職員の給与は、勤務成績や市民病院機構の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合すること。また、職員のモチベーション向上につながる人事制度や給与体系の構築を図ること。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>
<p>1 収入の増加・確保</p>	<p>1 収入の増加・確保</p>
<p>(1) 病床利用率・診療単価の向上</p> <p>診療体制を充実させ、新規入院患者の増加や病床利用率の向上による増収を図ること。また、診療機能に見合った適切な収入を確保する等、診療単価の向上を図ること。</p>	<p>(1) 病床利用率・診療単価の向上</p> <p>診療体制を充実させ、新規入院患者の増加や病床利用率の向上による増収を図ること。また、診療機能に見合った適切な収入を確保する等、診療単価の向上を図ること。</p>
<p>(2) 医療環境の変化への対応</p> <p>法改正や診療報酬改定に迅速に対応し、収益の改善を図ること。</p>	<p>(2) 医療環境の変化への対応</p> <p>法改正や診療報酬改定に迅速に対応し、収益の改善を図ること。</p>
<p>2 経費削減・抑制</p>	<p>2 経費削減・抑制</p>
<p>(1) 施設管理の強化</p> <p>施設管理に伴う維持管理費についてコスト削減を図ること。</p>	<p>(1) 施設管理の強化</p> <p>施設管理に伴う維持管理費についてコスト削減を図ること。</p>
<p>(2) 医療機器の適正な管理</p> <p>医療機器は、必要性や費用対効果を勘案し、計画的に整備すること。</p>	<p>(2) 医療機器の適正な管理</p> <p>医療機器は、必要性や費用対効果を勘案し、計画的に整備すること。</p>
<p>(3) 材料費の抑制</p> <p>医薬品や診療材料等の在庫管理を適正に行い、費用の抑制を図ること。</p>	<p>(3) 材料費の抑制</p> <p>医薬品や診療材料等の在庫管理を適正に行い、費用の抑制を図ること。</p>
<p>(4) 人件費の適正化</p> <p>市民病院機構の規模に見合った最適な人員管理及び人事配置を行い、人件</p>	<p>(4) 人件費の適正化</p> <p>市民病院機構の規模に見合った最適な人員管理及び人事配置を行い、人件</p>

第1期 (R2. 4. 1~R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1~R10. 3. 31)
<p>費の適正化を図ること。</p> <p>(5) 効率的な予算執行 予算科目や年度間で弾力的に運用できる地方独立行政法人の会計制度を活用し、効率的な予算執行を図ること。</p> <p>(6) 契約方法の見直し 地方独立行政法人のメリットを生かし、契約方法や購入方法について、民間的手法を取り入れた見直しを行うことにより、コスト削減を図ること。</p> <p>3 経営基盤の強化</p> <p>(1) 中期目標期間の経営 <u>理事長のリーダーシップの下、組織一体となって経営改革に取り組み、安定し自立した経営基盤を確立すること。また、中期目標の確実な達成を目指し、目標管理のモニタリングと評価を徹底し、経常収支比率及び医業収支比率を向上させること。</u></p> <p>(2) 運営費負担金 運営費負担金は、公的な医療機関としての役割を果たすために必要な不採算医療や政策医療等の実施等に伴う独立採算が困難な経費について負担するものであり、中期計画において適切に反映すること。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 附帯事業 附帯事業として実施する<u>介護老人保健施設ケアホームみつ、訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所、室津診療所等の在り方について、地域のニーズや取り巻く環境を十分に踏まえた上で検討すること。</u></p>	<p>費の適正化を図ること。</p> <p>(5) 効率的な予算執行 予算科目や年度間で弾力的に運用できる地方独立行政法人の会計制度を活用し、効率的な予算執行を図ること。</p> <p>(6) 契約方法の見直し 地方独立行政法人のメリットを生かし、契約方法や購入方法について、民間的手法を取り入れた見直しを行うことにより、コスト削減を図ること。</p> <p>3 経営基盤の強化</p> <p>(1) 中期目標期間の経営 <u>理事長のリーダーシップの下、組織一体となって経営改善に取り組み、安定し自立した経営基盤を確立すること</u> <u>で、目標期間中の経常収支の黒字化に努めること。</u></p> <p>(2) 運営費負担金 運営費負担金は、公的な医療機関としての役割を果たすために必要な不採算医療や政策医療等の実施等に伴う独立採算が困難な経費について負担するものであり、中期計画において適切に反映すること。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 附帯事業 附帯事業として実施する _____ 訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所、室津診療所等 _____ について、地域のニーズや取り巻く環境を十分に踏まえた上で<u>運営</u>すること。</p>

地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標

前文

たつの市民病院（以下「市民病院」という。）は、たつの市南部に位置する御津町において、前身の公立御津病院として昭和27年4月の開院以来半世紀以上にわたり、救急医療を始めとする政策医療を担うとともに、地域住民が安心できる医療の提供をしてきた。平成24年には、新病院の建て替えとともにその呼称を現在の「たつの市民病院」と改め、急性期病棟と回復期リハビリテーション病棟の両者を併せもつ市内で唯一の病院として、「市民に必要な医療の提供」、「地域包括ケアシステムへの貢献」、「健全な経営」を基本方針として、病院運営に取り組んできたところである。

しかし、市民病院の経営面においては、元来からの厳しい経営状況に加え、新病院建設に伴い診療機能に見合わない医療機器整備への高額な投資や医療環境の変化等も相まって深刻な赤字を招き、市は多額の繰出しを行う状況となった。こうした状況を打破するため、平成27年から抜本的な経営改革を推し進めた結果、大幅に経営が改善され経営危機は乗り越えつつあるものの、今後の地域医療を取り巻く環境が中長期的に大きく変化し続けることが予測される中、病院を安定的に運営し、地域において果たしている役割を長期的に維持していくことが、市民病院における最大の課題であった。

このような中、市民病院の今後の経営形態について検討するため、平成30年5月にたつの市民病院経営形態検討委員会を設置し、議論を重ねた結果、経営の自由度が高く、職員の処遇面での変化を最小に留めることができることから「地方独立行政法人化が適当」との答申書が同年9月に提出された。その答申を受け、市は市民病院の経営を地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）に移行することとし、平成31年3月にはたつの市議会にて市民病院機構の定款について議決を得た。

今後、市民病院機構は、市民が健やかに暮らせるまちの実現のため、現在、推進している安定的な救急医療の提供、在宅医療を中心とした切れ目のない医療サービスの提供等地域医療構想を踏まえた市民病院が担うべき役割を確実に果たすとともに、公共性、透明性及び自主性という地方独立行政法人制度の特徴を生かし、長期的かつ安定的に運営するために、組織一体となって経営改革に向けて、真摯に取り組まなければならない。

市は、ここに市民病院機構が達成すべき業務の目標とする中期目標を定めるものとし、この中期目標を確実に達成するための具体的な中期計画の策定及び進捗管理を求める。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供

兵庫県が策定する地域医療構想との整合性を図ること。病床機能については、地域医療構想を十分に踏まえながら、今後の医療需要の動向に対応すること。

(2) 救急医療の安定化

地域全体における救急医療の安定化に貢献する役割を果たすため、休日・夜間を含めた内科系患者の受入体制を維持・充実させること。

(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実

今後とも急速な高齢化の影響が避けられないことから、地域包括ケアシステムの実現に向けて、公的な医療機関として中心的かつ先導的な役割を果たすこと。

特に、地域の在宅支援においては、地域包括ケアシステムを支える在宅療養支援病院として、訪問診療を始めとした在宅医療体制を充実させること。

(4) へき地医療の提供

室津地区における医療については、安定的に確保すること。

(5) 予防医療の充実

市民病院の設備及び人員を生かし、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図り、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組むこと。

(6) 災害時の対応

市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。

(7) 播磨姫路圏域における連携強化

市民病院を含む播磨姫路圏域において、市民病院の診療圏における近隣病院や医師会、歯科医師会等の関係団体との連携を維持及び強化すること。また、播磨科学公園都市圏域定住自立圏における地域医療体制の充実を図ること。

2 地域住民や患者が安心できる医療の提供

(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上

医療安全は、単にマニュアルを遵守するだけでなく、Total Quality Management※の手法を取り入れ、市民病院機構全体における医療安全及び医療サービスの質の向上を目指すこと。

※ Total Quality Management（全体的品質管理）：企業・組織における経営の“質”向上に貢献する管理技術、経営指標。組織全体で、医療・サービスの質を継続的に向上させる取組を行うこと。

(2) 患者満足度の向上

入院患者に対して病状の回復に専念できる快適な環境の提供や外来患者の受診待ち時間及び検査の待ち時間の短縮等、患者満足度の向上に繋がる取組を行うこと。

(3) 職員の接遇向上

職員一人ひとりに接遇の重要性に対する意識を浸透させ、研修を実施する等、職員の接遇の向上を図ること。

(4) 市民への情報発信

健康意識の向上や市民病院機構への理解を深めるため、市民向けの講座の実施等市民や患者へ必要な情報を積極的に発信すること。

3 医療の従事者の確保と育成

(1) 医療従事者の確保

地域住民に対して安心できる医療を安定的に提供できるよう、関連大学への派遣依頼、人材紹介会社の活用等を行い、医師の確保を図ること。また、看護師を始めとした医療従事者についても、看護学生の臨地実習を積極的に受け入れる等の取組を行い、確保を図ること。

(2) 医療従事者の育成

医療水準の向上を図るため、医療従事者に対して必要な教育や研修体制を充実させること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織ガバナンスの確立

(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保

弾力的な人員配置を実施し、市民病院機構を効率的に運営する組織体制を整備すること。

また、特に医業収益の源泉である診療報酬請求を担う医療事務担当、医師、看護師等医療職の確保を担う人事担当、資金の借入れや運用を担う財務担当に専門的知識をもった職員を確保するとともに、病院経営において必要な人材を育成すること。

(2) 目標管理のモニタリングと評価

経営改革を的確に実施するため、市民病院機構全体はもちろんのこと、所属ごと及び階層ごとの目標管理のモニタリングと評価を常に行うとともに、継続して実施できる体制を構築すること。

(3) コンプライアンスの徹底

医療法（昭和23年法律第205号）、地方独立行政法人法（平成15年法律

第118号) その他の関係法令の遵守を徹底するとともに、行動規範と倫理の確立に取り組むこと。

(4) リスクマネジメント体制の整備

個人情報保護や情報セキュリティ対策等の市民病院を取り巻く様々なリスク管理を適切に実施するため、リスクマネジメント体制を整備すること。

2 職員の士気の向上

(1) 職員の意識改革

職員全体の意識改革を行うため、基本方針や中期計画・年度計画について職員に浸透させる取組を行うこと。また、経営戦略目標に基づく目標管理とモニタリングについて全職員が情報を共有できる体制を構築し、職員の意識改革を図ること。

(2) 働きやすい職場環境の確保

ワークライフバランスに配慮し、職員が本来業務に専念できる体制を構築すること。

(3) 人事制度・給与体系の構築

職員の給与は、勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合すること。また、職員のモチベーション向上につながる人事制度や給与体系の構築を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の増加・確保

(1) 病床利用率・診療単価の向上

診療体制を充実させ、新規入院患者の増加や病床利用率の向上による増収を図ること。また、診療機能に見合った適切な収入を確保する等、診療単価の向上を図ること。

(2) 医療環境の変化への対応

法改正や診療報酬改定に迅速に対応し、収益の改善を図ること。

2 経費削減・抑制

(1) 施設管理の強化

施設管理に伴う維持管理費についてコスト削減を図ること。

(2) 医療機器の適正な管理

医療機器は、必要性や費用対効果を勘案し、計画的に整備すること。

(3) 材料費の抑制

医薬品や診療材料等の在庫管理を適正に行い、費用の抑制を図ること。

(4) 人件費の適正化

市民病院機構の規模に見合った最適な人員管理及び人事配置を行い、人件費の適正化を図ること。

(5) 効率的な予算執行

予算科目や年度間で弾力的に運用できる地方独立行政法人の会計制度を活用し、効率的な予算執行を図ること。

(6) 契約方法の見直し

地方独立行政法人のメリットを生かし、契約方法や購入方法について、民間的手法を取り入れた見直しを行うことにより、コスト削減を図ること。

3 経営基盤の強化

(1) 中期目標期間の経営

理事長のリーダーシップの下、組織一体となって経営改革に取り組み、安定し自立した経営基盤を確立すること。また、中期目標の確実な達成を目指し、目標管理のモニタリングと評価を徹底し、経常収支比率及び医業収支比率を向上させること。

(2) 運営費負担金

運営費負担金は、公的な医療機関としての役割を果たすために必要な不採算医療や政策医療等の実施等に伴う独立採算が困難な経費について負担するものであり、中期計画において適切に反映すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 附帯事業

附帯事業として実施する介護老人保健施設ケアホームみつ、訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所、室津診療所等の在り方について、地域のニーズや取り巻く環境を十分に踏まえた上で検討すること。

令和5年度 評価委員会スケジュール

区分	内容	2023年										2024年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
評価委員会の開催					1回目 (7/4) 2回目 (7/25)			3回目 (9/19)	4回目 (10/10)	5回目	6回目	7回目		
令和4年度 業務実績評価	令和4年度の実績評価に 対する意見				→									
中期目標期間業務実 績見込に関する評価	中期目標期間の実績評 価に対する意見				→									
中期目標期間 終了時の検討	中期目標の期間の終了 時の検討に係る意見 (事業継続の可否)				→									
目標、計画策定等	第2期中期目標						→							
	第2期中期計画								→					